

新潟県県有林県行造林地の土地 及び立木の損失補償額算定要領

昭和34年	6月19日付け	林第	1, 635号	
昭和37年	2月20日付け	林第	394号	改正
昭和63年	10月26日付け	治第	840号	改正
平成4年	3月4日付け	治第	1, 386号	改正
平成10年	10月19日付け	林第	619号	改訂

第1節 総 則

(目 的)

第1 この要領は、新潟県県有林及び県行造林地の土地及び立木に発生した損失について適正な補償額を算定する基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2 新潟県県有林及び県行造林地の土地及び立木に発生した損失に対する補償額算定については、別に定めある場合を除きこの要領の定めるところによる。

(定 義)

第3 この要領で「土地及び立木に発生した損失」とは下記各項の1に該当したものをいう。

- (1) 林地を他の用途に使用するため土地を譲渡する場合
- (2) 立木が伐採され又は損傷を被った場合
- (3) 公共又は公益事業等で契約他の解除及び立木伐採を承認した場合
- (4) 林地又は立木が各種作業実施のため間接的な被害を生じた場合

(算定基礎)

第4 土地及び立木の損失補償額算定基礎は次による。

- (1) 土地及び立木の損失補償額は契約締結の時を基礎として算出する。
- (2) 土地については、地価をもって補償額とする。
- (3) 立木については、次の方法で算出した額をもって補償額とする。

イ 用材林針葉樹において11年生未満のものについては、林木費用価式を、11年生以上適伐未満の立木についてはグラール式を、適伐以上の立木については市場価逆算式を用いてそれぞれ評価する。ただし、適伐未満の立木で市場価逆算式による評価がグラール式による評価を上回るものについては、市場価逆算式による。

なお、用材林広葉樹は、針葉樹に準じた評価方式とする。

ロ 薪炭林等の評価は、市場価逆算式による評価又は時価（近傍類似の価格）のいずれか高い価格とする。

ハ その他対象木の評価で、イ及びロによる評価が不適当な場合は、その都度現況に応じた評価法を使用することができる。

ニ 独自に立木補償額算定基礎を有する団体、企業等が補償額を明示し、その額がイ、

ロ及びハによる補償額より高い場合は、その額を補償額とすることができる。

(立木補償の特例)

第5 立木が林道、造林作業道等の開設又は改良により損失を受ける場合で、その開設又は改良されることによる受益額が、第4の(3)の規定により算出される額を越えるときは、立木補償金を請求しないことができる。ただし、市町村が条例に基づき分担金を県から徴収する場合は、この限りではない。

2 受益額の算定は、伐期時における評価額で林道の開設又は改良の前後を比較して算出するものとする。

第2節 評 価 式

(土地の評価)

第6 対象土地の地価の評価は、土地期望価式による評価又は時価（近傍類似の取引価格）のいずれか高い価格を用いる。

$$Bu = \frac{Au + Da \cdot 1.0P^{u-a} + \dots + Dq \cdot 1.0P^{u-q} - 1.0P^u}{1.0P^u - 1} - V$$

Au（伐期 u 年の伐期収入）は市場価逆算式によるが、この場合の伐期における期待立木材積は、新潟県治山課発行の現実林分材積（蓄積）表による。

Da … Dq（造林後 a 年 … q 年度に生ずる間伐収入）は、市場価逆算式によるが期待間伐材積は間伐該当林齢の総材積の 10/100 を見込む。

C（造林費）は近傍類似の造林費を勘案して計上する。

P（年利率）は 0.045 とする。

V（管理費公租公課）は、管理費公租公課その他の支出経費を v とすると $\frac{V}{0.0P}$ で

計算されたものとする。

(適伐以上の立木評価)

第7 第4(3)イに示された適伐以上の立木の評価は市場価逆算式により算出するが、その要領は「新潟県県有林県行造林立木調査処分要領」による。

(11年生以上適伐未満の立木評価)

第8 第4(3)イに示された針葉樹 11年生以上適伐未満の立木のグラーゼル式による評価は、次の式による。

$$Ai = (Au - H_{10}) \frac{(i - 10)^2}{(u - 10)^2} + H_{10}$$

Au = 伐期 u 年の時の主伐収入（市場価逆算によるが、この場合の伐期における期待立木材積は新潟県治山課発行の現実林分材積（蓄積）表による。）

H₁₀ = 林齢 10 年生までの費用価（第9の算出で m を 10 とした場合に算出される評価額）

i = 現在林齢 u = 伐期林齢

注) (Au - H₁₀) < 0 の時は(Au - H₁₀)=0 として計算する。

(11年生未満の立木評価)

第9 第4(3)イに示された針葉樹11年生未満の立木の材木費用価式による評価は、次の式による。

$$H_m = D_1 (1 + P)^{m-1} + D_2 (1 + P)^{m-2} \cdots + D_m$$

$D^1 D^2 \cdots D_m$ = 植栽以降現在までの造林費（管理費（公租に相当する固定試算評価額に0.014を乗じた額と、見回り費として年2回分を1回当たり10ヘクタールとした賃金単価を乗じた額との合計額とし、森林国営保険又は森林共済セット保険に加入した林齢年にあつては、その保険料を加算する。）及び地代相当額（固定資産評価額に0.045を乗じた額とする。）を含む。）現在の時価に換算した額。

P = 年利率 0.045

m = 現在林齢

(薪炭林等の評価)

第10 第4(3)ロに示された薪炭林等の評価の市場価逆算式は、「新潟県県有林県行造林立木調査処分要領」による。

(補償対象立木の帰属)

第11 補償対象として伐採された立木は、補償料支払者に帰属する。

ただし、搬出期限内に搬出を終わらないとき及び損傷立木にして成林の見込みある立木は県に帰属する。

(補償額)

第12 補償額は、土地に対する補償額と立木に対する補償額との合計額をいう。

(調査)

第13 損失土地、立木の調査は県が行い、その調査の方法は「新潟県県有林県行造林立木調査処分要領」による。